

第2次三朝町教育ビジョン  
(案)

平成3●年●月  
三朝町教育委員会



# 目 次

<b>I. はじめに</b>	<b>5</b>
1. 第2次三朝町教育ビジョンの基本的な考え方	5
2. 第2次三朝町教育ビジョンの位置付けと対象範囲・期間	6
3. 三朝町の学校教育における現状と課題	7
<b>II. ビジョンにおける基本方針</b>	<b>15</b>
1. 基本理念と目指す子ども像	15
2. 取り組み体制とPDCAの整備	16
<b>III. 基本目標と具体的施策</b>	<b>17</b>
基本目標（1）確かな学力の育成	18
基本目標（2）豊かな心の醸成	22
基本目標（3）健やかな体の育成	24
基本目標（4）豊かな関わりの醸成	26
基本目標（5）ふるさと愛の醸成	28
基本目標（6）教育コミュニティづくりの推進	30
基本目標（7）教育環境の充実	32



# I. はじめに

## 1. 第2次三朝町教育ビジョンの基本的な考え方

### (1) 策定の背景

三朝町では、教育のあり方や方向性などの指針を示すため、平成18年3月に「三朝町教育ビジョン」を策定し、これに基づく教育行政を進めてきました。

その後、国においては、教育の基本的な方針や講ずべき施策を定めた「第2期教育振興基本計画」が平成25年6月に閣議決定され、平成29年3月には幼稚園教育要領および学習指導要領が改訂されて、新しい時代に必要とされる資質・能力の育成を目指した教育のあり方が示されました。

また、鳥取県においても、平成26年3月に新しい「鳥取県教育振興基本計画」が策定され、副題として“～未来を拓く教育プラン～”が設定されるとともに、5つの目標とその実現のための18の施策が位置付けられました。

一方、本町においては、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間として策定した「第10次三朝町総合計画」および、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間として策定した「三朝町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、教育分野を含む本町の施策を推進しているところです。

近年の社会情勢は目まぐるしく変化しており、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展、急速な情報化や技術革新に伴う激しい激動の時代が到来しています。そして、多様化する社会の中で、新しい時代を生きる子どもたちに必要となる力を育成することが、今後の教育に求められています。さらには、学力・体力や学習意欲の向上、規範意識の醸成、生活習慣の見直し、不登校への対応、特別支援教育の充実、家庭や地域との連携・協働など、従来からの継続した課題への取り組みも重要性を増しています。

本町は小学校統合を平成31年度と目前にしており、また、平成32年度は小学校、平成33年度は中学校で新学習指導要領の全面実施を控える中、こうした状況を踏まえて今後の本町における教育の基本理念や施策の方向性を示し、学校・家庭・地域・行政が一体となって本町の教育を進めていくため、新しい「三朝町教育ビジョン」を策定します。

### (2) 策定の根拠

教育基本法において、国は、教育の振興に関する施策の推進を図るため、基本的な計画を定めることを規定しています。

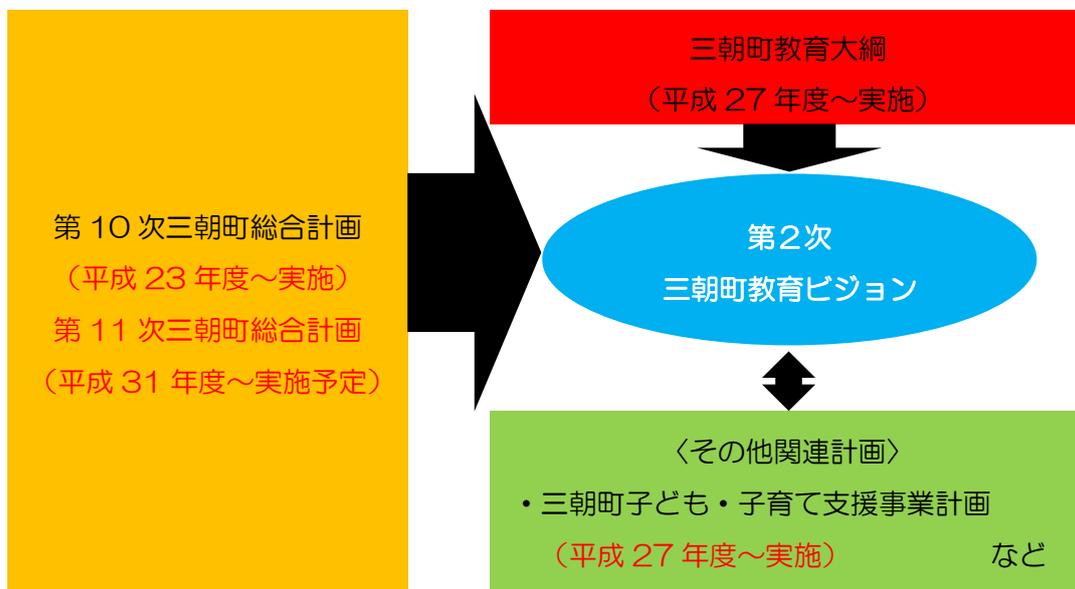
また、地方公共団体においても、国の計画を参考にしながら、その地域の実情に応じ、教育の振興に関する基本的な計画を策定することが求められています。

## 2. 第2次三朝町教育ビジョンの位置付けと対象範囲・期間

### (1) 位置付け

本ビジョンは、心豊かで“キラリ”と光る町を目指して策定された「第10次三朝町総合計画」の示す方針に基づくとともに、平成30年度に策定予定の「第11次三朝町総合計画」と連携しながら、三朝町総合教育会議において平成27年6月に策定された「三朝町教育大綱」の示す理念のもと、他の関連計画との整合性を図りながら、“みささっ子”の育成に特化した基本目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。

また、本ビジョンは、「教育基本法」第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体の定める教育・振興のための施策に関する基本計画として位置付けるものとなります。



### (2) 対象範囲

本ビジョンは、三朝町が主体となって教育を行う保育所・こども園、小学校、中学校に通う“みささっ子”を対象とし、それらの教育と一体的な取り組みを行うことが必要になる就学前および高等学校、大学等と連携した教育についても対象に含めるものとします。

また、領域としては“みささっ子”の育成に特化した計画としています。

### (3) 対象期間

平成31年度を初年度とする平成40年度までの10年間を計画期間とします。

ただし、社会情勢の変化などにより、必要性を見極めながら適宜見直しを行うものとします。

### 3. 三朝町の学校教育における現状と課題

#### (1) 児童生徒数の推移

##### ① 小学校児童数(平成 30 年 5 月 1 日現在) (人)

区 分	東小学校			西小学校			南小学校			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 年生	0	7	7	16	21	37	0	1	1	16	29	45
2 年生	7	2	9	17	19	36	0	1	1	24	22	46
3 年生	6	2	8	24	18	42	3	2	5	33	22	55
4 年生	6	4	10	24	23	47	2	1	3	32	28	60
5 年生	4	0	4	23	26	49	1	1	2	28	27	55
6 年生	4	1	5	17	30	47	1	4	5	22	35	57
総 数	27	16	43	121	137	258	7	10	17	155	163	318

##### ② 中学校生徒数 (平成 30 年 5 月 1 日現在) (人)

区 分	三朝中学校		
	男	女	計
1 年生	41	21	62
2 年生	29	37	66
3 年生	30	28	58
総 数	100	86	186

##### ③ 今後の児童生徒数の推移予測

平成 30 年 5 月現在、小学校の児童総数は 318 人、中学校の生徒総数は 186 人で、児童生徒数の合計は 504 人となっています。

今後、本町に住所を有する 0 歳から 6 歳未満の乳幼児が、町内の小学校へ就学するものとして推計したところ、5 年後における児童生徒数の合計は 432 人であり、平成 30 年度と比較して 72 人の減少となります。ただし、この人数は他市町村への区域外就学がないものとして推測したものであるため、町外の学校へ転出する児童生徒が発生した場合、町内の児童生徒数はさらに減少することとなります。

現在の出生数を考慮しても、今後、児童数が飛躍的に向上することは望めない状況であることから、こうした状況の変化に対応できる教育環境を計画的に整えていく必要があります。

(人)

年 度	小学校				中学校	児童生徒 総 数
	旧東小	旧西小	旧南小	小計		
H31	45	242	15	302	175	477
H32	50	221	17	288	174	462
H33	50	213	17	280	172	452
H34	51	210	13	274	170	444
H35	52	204	15	271	161	432

※ 現在との比較を容易にするため、統合前の小学校ごとに記載し、和暦で表示しています。

## (2) 学力・学習の状況

文部科学省は平成 19 年度から全国の小中学校における最高学年（小学 6 年生、中学 3 年生）全員を対象に「全国学力・学習状況調査」を毎年実施しており、全国の都道府県、市町村別における学力の状況を把握することとしています。

近年、全国的に学力低下が懸念されている中で、本町では下表のとおり、平均正答率は小学生が直近 3 年間すべての教科で全国および県の平均正答率を上回っており、中学生も平成 29 年度以降は全国および県の平均正答率を上回る結果となっています。

この結果から、本町の児童生徒における基本的・基礎的学力の定着は安定的に図られていることがうかがえます。

### 全国学習状況調査の結果（各教科の全国、鳥取県および三朝町の平均正答率）

※ 全国平均を上回る数値は赤、下回る数値は青で表示しています。

※ 平成 29 年度より、都道府県および市町村の小数点以下非公表（％）

年 度	小学校国語 A（知識）			小学校国語 B（活用）		
	全 国	鳥取県	三朝町	全 国	鳥取県	三朝町
H28	72.9	75.2	<b>80.3</b>	57.8	58.0	<b>60.2</b>
H29	74.8	76	<b>82</b>	57.5	57	<b>64</b>
H30	70.7	71	<b>74</b>	54.7	55	<b>62</b>

(%)

年 度	小学校算数 A（知識）			小学校算数 B（活用）		
	全 国	鳥取県	三朝町	全 国	鳥取県	三朝町
H28	77.6	77.0	<b>80.5</b>	47.2	46.8	<b>49.4</b>
H29	78.6	77	<b>86</b>	45.9	46	<b>52</b>
H30	63.5	62	<b>68</b>	51.5	50	<b>60</b>

(%)

年 度	中学校国語 A (知識)			中学校国語 B (活用)		
	全 国	鳥取県	三朝町	全 国	鳥取県	三朝町
H28	75.6	76.7	<b>69.6</b>	66.5	67.1	<b>69.6</b>
H29	77.4	77	<b>80</b>	72.2	72	<b>76</b>
H30	76.1	76	<b>79</b>	61.2	60	<b>63</b>

(%)

年 度	中学校数学 A (知識)			中学校数学 B (活用)		
	全 国	鳥取県	三朝町	全 国	鳥取県	三朝町
H28	62.2	63.2	<b>58.4</b>	44.1	44.4	<b>37.4</b>
H29	64.6	63	<b>69</b>	48.1	48	<b>54</b>
H30	66.1	66	<b>70</b>	46.9	45	<b>51</b>

### (3) 豊かな心を育む教育活動

町内の小中学校では、教科学習のほかに、地域などの協力を得ながら行うふるさと学習をはじめ、国内姉妹都市とのスポーツ交流や、本町と友好関係にある台湾とフランスの小中学校へ訪問して国際色豊かな相互交流にも取り組んでおり、さらには芸術、文化、伝統芸能、校外体験など多岐の分野にわたってさまざまな学習活動が実施されています。

#### 町内の小中学校で取り組まれている特色ある事業

事業名称	取り組み内容
三朝町創意と特色ある学校づくり推進事業	各学校で創意工夫した事業に取り組み、特色ある学校づくりと児童生徒の感性を育てている。
みささ青空体験塾	地域の団体や個人の協力や指導を得ながらさまざまな体験活動を提供し、「やさしくたくましい三朝の子ども」の育成を図っている。
三朝町・城陽市文化スポーツ交流事業	本町の姉妹都市である京都府城陽市の児童とスポーツ・文化活動を通じて相互に体験交流学习を行っている。
未来を拓けみささっ子創造事業	各分野において全国・世界で活躍する著名人の講演などを開催し、将来に希望を持ち夢の実現に向けて努力する生徒の育成を図っている。

台中市石岡区との中学生相互交流事業	三朝中学校と姉妹校協約を交わしている台湾台中市立石岡国民中学と生徒の相互派遣交流を行い、生徒および学校間の友好を深めている。
中学生手作り訪仏事業	本町と友好姉妹都市提携を結んでいるフランスのラマルー・レ・バン町へ、中学生による友好交流団を派遣し、ホームステイなどで異文化を体験することにより、豊かな感性と国際感覚を身に付ける取り組みを行っている。

こうした取り組みのほかにも、地域や地元企業などの協力を得ての各種ボランティア活動や職場体験（トライワークみささ）など、豊かな人間性と社会性を育成するための活動が行われています。

また、本町と同じく県営ダム建設計画中止に伴う地域振興に取り組む町として相互交流を深め、平成 29 年度に友好都市盟約を締結した滋賀県多賀町とも、今後幅広い世代・分野で交流を行っていくことが重要であると考え、次代を担う子どもたちの交流事業について、教育現場である学校と町が連携して意見交換や相互視察を行いながら、事業の具体化を進めているところです。

しかし、2020 年から導入される新たな学習指導要領においては、教科科目の総授業時間数が増加する**ため**、活動機会の減少が懸念されることから、各学校と町が連携・調整を図りながら取り組みを発展的に継続させていくことが求められます。

また、中学校の部活動においては、中部予選を勝ち抜いて県中学総体に出場するなど、めざましい活躍を見せる生徒を輩出する一方で、生徒数の減少により、部の存続が難しくなるなど、少子化が生徒の学校生活に影響を及ぼしているという課題も見えてきています。

#### （４）体力・運動能力の状況

文部科学省が毎年実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によると、本町の小学生における身長、体重は全国平均へ徐々に近づく傾向にあり、中学生においては身長、体重を含むすべての項目で、全国平均と比較して高い値が見られる傾向にあります。

このうち、平成 29 年度の結果では、20mシャトルランや立ち幅跳び、ボール投げでは児童生徒とも全国平均を大きく上回る数値となっていますが、一方で、児童の握力や反復横跳びは全国平均を下回る数値となっています。

今後も、児童生徒の基本的な生活習慣を定着させていくとともに、運動、スポーツの生活習慣化を図り、基礎体力の向上に努めていく必要があります。

平成 29 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

学年・性別 区分 調査項目	小学 5 年生					
	男 子			女 子		
	全 国	鳥取県	三朝町	全 国	鳥取県	三朝町
身長 (cm)	138.89	138.87	<b>137.83</b>	140.09	140.05	<b>139.57</b>
体重 (kg)	34.05	33.52	<b>33.10</b>	33.94	33.96	<b>33.01</b>
握力 (kg)	16.51	16.51	<b>16.36</b>	16.12	16.06	<b>15.94</b>
上体起し (回)	19.92	20.02	<b>22.05</b>	18.80	18.81	<b>18.47</b>
長座体前屈 (cm)	33.16	31.59	<b>34.73</b>	37.44	35.48	<b>38.82</b>
反復横跳び (点)	41.95	42.98	<b>38.05</b>	40.06	41.05	<b>37.12</b>
20m シャトルラン (回)	52.23	59.40	<b>64.55</b>	41.62	48.27	<b>59.71</b>
50m 走 (秒)	9.37	9.37	<b>9.12</b>	9.60	9.65	<b>9.18</b>
立ち幅跳び (cm)	151.73	153.23	<b>161.55</b>	145.49	145.81	<b>151.74</b>
ソフトボール投げ (m)	22.52	22.88	<b>24.18</b>	13.93	13.75	<b>15.74</b>
体力合計点	54.16	54.90	<b>56.82</b>	55.72	56.13	<b>58.88</b>

学年・性別 区分 調査項目	中学 2 年生					
	男 子			女 子		
	全 国	鳥取県	三朝町	全 国	鳥取県	三朝町
身長 (cm)	160.04	160.16	<b>160.17</b>	154.89	155.10	<b>155.50</b>
体重 (kg)	48.64	48.51	<b>48.77</b>	46.69	46.95	<b>48.24</b>
握力 (kg)	28.88	28.91	<b>29.55</b>	23.78	23.57	<b>24.52</b>
上体起し (回)	27.33	26.50	<b>27.83</b>	23.62	23.22	<b>26.32</b>
長座体前屈 (cm)	43.10	42.22	<b>43.55</b>	45.85	44.49	<b>52.56</b>
反復横跳び (点)	51.84	52.00	<b>52.86</b>	46.75	46.99	<b>50.00</b>
持久走 1000m (秒)	392.30	384.86	—	288.06	282.45	—
20m シャトルラン (回)	85.54	88.82	<b>91.00</b>	58.79	62.64	<b>67.00</b>
50m 走 (秒)	8.00	7.90	<b>7.28</b>	8.81	8.73	<b>8.12</b>
立ち幅跳び (cm)	194.55	196.19	<b>201.00</b>	168.40	168.89	<b>174.08</b>
ハンドボール投げ (m)	20.51	20.08	<b>22.76</b>	12.88	12.61	<b>15.64</b>
体力合計点	41.96	42.01	<b>46.41</b>	49.80	50.06	<b>58.56</b>

※ 中学校においては、持久走または 20m シャトルランのいずれかを選択

## (5) いじめ・不登校防止

いじめはすべての児童生徒に関係する重大な問題です。「どの学校にも起こりうる」という認識のもと、的確な状況把握と早期発見、迅速な対応を図る必要があります。

また、不登校については、平成 28 年度に小学校で 1 人、中学校で 3 人あり、平成 29 年度は小学校がなく、中学校は 7 人でした。その原因は当該児童生徒を取り巻くさまざまな背景などによるものとなっています。

今後も引き続き、児童生徒が抱えている悩みやストレスなどを丁寧に聞き取るなど、小さな変化を見逃さないよう十分な支援体制で臨むことが求められます。

## (6) 特別支援教育における支援体制

学校は、多様な個性・特性を持つ児童生徒が集団生活を送り、お互いを尊重しながら学び合う場です。

本町では、発達特性を持つ児童生徒の自立や社会参加に向けた適切な指導および必要な支援を行うために、平成 24 年度から学級担任を補助し、特別に支援を必要とする子どもたちの学習に寄り添う特別支援教育支援員を配置しています。

今後、児童生徒が減少傾向にある中で、一人ひとりの個性や特性に応じた教育がますます重要になってきます。すべての子どもたちが共に学び、同じ環境で教育を受けるため、学校教育施設の環境整備にも取り組んでいく必要があります。

特別支援教育支援員の配置数（人）

年 度	小学校	中学校
H26	4	1
H27	4	1
H28	4	1
H29	4	1
H30	4	1

## (7) 子どもの貧困問題への対応

厚生労働省が発表した「平成 28 年度国民生活基礎調査」の結果では、子どもの貧困率は 13.9%と前回調査の 16.3% (2012 年時点) と比べ、2.4 ポイント低下したものの、社会的にひとり親などを取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き対策が求められています。

本町における就学援助費の支給対象者数と児童生徒数に占める比率では、小学生、中学生のいずれにおいても対象人数とその比率は年々増加の傾向にあります。

児童生徒を取り巻く家庭間の経済的な格差が教育の格差につながることを防ぐよう、

特別な支援が必要な家庭に対する継続した支援が今後も必要といえます。

## (8) 学校教育施設の現状

児童生徒がいつも安全に安心して学校生活を送ることのできる学校施設の整備は、教育行政としての責務です。しかし、町内の小中学校は建築後 50 年以上を経過しており、耐震補強工事は実施されているものの、平成 28 年に発生した鳥取県中部地震でも被災するなど、校舎など施設の老朽化は年々進んでいるのが現状です。従って、喫緊の大きな課題として早急に取り組んでいくことが不可欠となっています。とりわけ、**空調設備の全教室設置による学習環境・職場環境の改善は急務であるといえます。**

また、急速する少子高齢化、グローバル化、社会のつながりの希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなど、教育を取り巻く社会の状況は大きく変化しており、これからの社会を担う人材を育成する教育の果たす役割はますます大きくなる一方です。

そのような社会状況の中で、子どもたちへ生きる力を身に付けさせるためには、3 つの小学校の統合による適正規模・適正配置を見据えた学校づくりを行うことはもちろんですが、中学校を含めた義務教育 9 か年の望ましい学校教育環境のあり方について、家庭・地域・学校・行政が一体となり、継続して議論を重ねていくことが求められます。

小中学校の建築年度、経過年数、敷地面積等

学校名	建築年度	経過年数	校地面積	耐震補強
東小学校	1969 (S44)	49 年	14,901 m <sup>2</sup>	2010 (H22)
西小学校	1967 (S42)	51 年	13,836 m <sup>2</sup>	2009 (H21)
南小学校	1964 (S39)	54 年	11,785 m <sup>2</sup>	2010 (H22)
三朝中学校	1962 (S37) ※1986 (S61) に 大規模改修	56 年 ※32 年	19,904 m <sup>2</sup>	2008 (H19)

## Ⅱ. ビジョンにおける基本方針

### 1. 基本理念と目指す子ども像

平成26年に制定された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づく、本町の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策についてその目標や施策の根本となる方針を定めた「三朝町教育大綱」。ここでは、計画期間である平成31年度までの5年間において、“やさしく たくましい 三朝の子どもを育て 生涯にわたって学ぶことができる町をつくるために”を基本理念に掲げています。

一方、これまでの三朝町教育ビジョンでは、“やさしく たくましい 三朝の子どもを育てるために”を基本理念に掲げるとともに、目指す子ども像を“人と郷土を愛する子ども”“自主・自律の心をもつ子ども”“夢と希望をもつ子ども”としています。

第2次三朝町教育ビジョンでは、「三朝町教育大綱」の方針をベースとし、これまでのビジョンで示されてきた“三朝らしさ”の踏襲も鑑みて、基本理念と目指す子ども像を以下のとおり定めることとします。

#### 【基本理念】

夢と希望を持ち ふるさとを愛する やさしくたくましい みささっ子の育成

#### 【目指す子ども像】

- (1) 自ら学び、身に付けた知識や技能を活用できるみささっ子  
… 知（確かな学力）
- (2) 自分と他人の良さを認め、互いに尊重し合えるみささっ子  
… 徳（豊かな心）
- (3) いのちを大切にし、健康でたくましいみささっ子  
… 体（健やかな体）
- (4) 表現する力を身に付け、人や社会へ積極的に**関わる**みささっ子  
… 参画・交流（豊かな**関わり**）
- (5) ふるさとを愛し、誇りをもつみささっ子  
… 誇り（ふるさと愛）

## 2. 取り組み体制とPDCAの整備

### (1) 取り組み体制

本ビジョンに示す教育施策を総合的に推進し、本町の子どもたちを取り巻く多様かつ複合的な課題に対応するため、庁内関係課との連携を図ります。

また、社会全体で子どもたちを育成していくため、保育所・こども園、小学校、中学校の教職員や保護者はもとより、地域、関係機関などと連携・協力していきます。

さらに、町長、教育長および教育委員で構成される総合教育会議において、教育施策の方向性を共有し、より効果的な施策の展開を図ります。

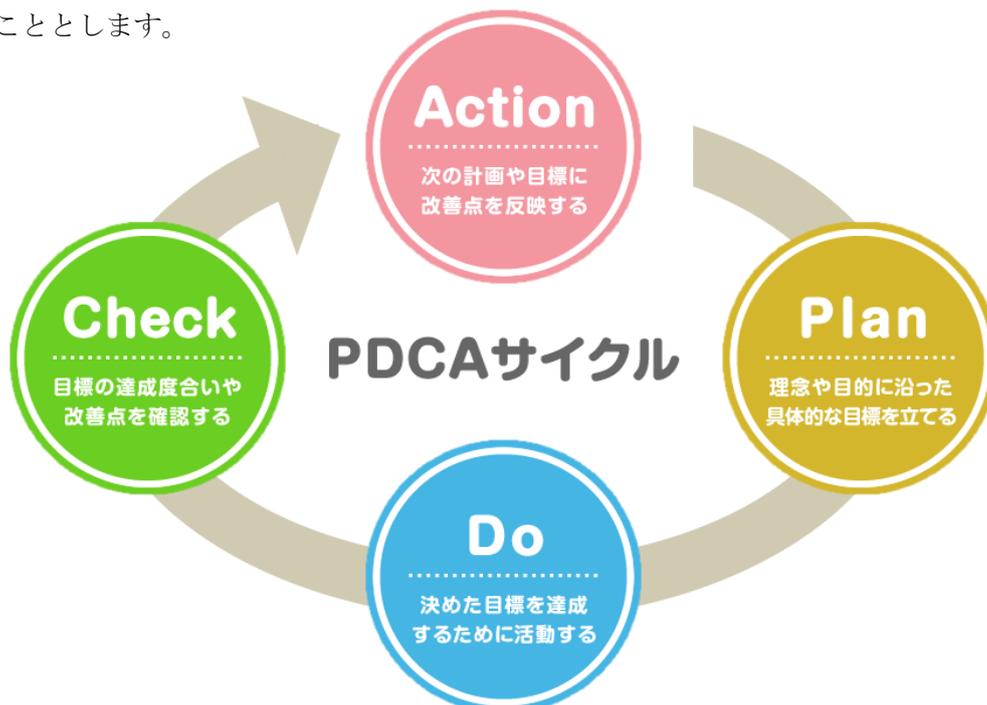
### (2) ビジョンの周知

本ビジョンの推進にあたり、学校、家庭、地域などにおける本ビジョンへの認知や理解を深めるため、町ホームページや町広報紙への掲載、概要版の全戸配布などにより、周知を図ります。

### (3) PDCAサイクルの確立

本ビジョンを効果的に推進し、継続的な改善を図るため、本ビジョンで示す基本目標に応じた具体的施策を実施した結果、もたらされる便益を検証し改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立します。

なお、**関係者による点検・評価の結果をもとに**、必要に応じてビジョンの見直しを行うこととします。



### Ⅲ. 基本目標と具体的施策

第2次三朝町教育ビジョンの基本目標については、「三朝町教育大綱」に掲げる6つの目標を踏まえ、本ビジョンで定める基本理念と、目指す子ども像に沿った5つの基本目標および目指す子ども像の実現を支えるための2つの基本目標を設定します。

また、それぞれの基本目標における達成状況を判断するための成果指標を備えるとともに、それぞれの基本目標に応じた政策の基本的方向と具体的施策も合わせて設定し、毎年教育委員会が作成する「三朝町教育事業計画」における具体的事業で、これらを具現化していくこととします。

体系	基本目標	目指す子ども像
子ども像の実現	(1) 確かな学力の育成	(1) 自ら学び、身に付けた知識や技能を活用できるみささっ子
	(2) 豊かな心の醸成	(2) 自分と他人の良さを認め、互いに尊重し合えるみささっ子
	(3) 健やかな体の育成	(3) いのちを大切にし、健康でたくましいみささっ子
	(4) 豊かな関わりの醸成	(4) 表現する力を身に付け、人や社会へ積極的に関わるみささっ子
	(5) ふるさと愛の醸成	(5) ふるさとを愛し、誇りをもつみささっ子
子ども像の実現支援	(6) 教育コミュニティづくりの推進	
	(7) 教育環境の充実	

## 基本目標(1) 確かな学力の育成

子どもたちの学ぶ意欲を養い、確かな学力の定着を図るためには、一人ひとりに応じたきめ細かい指導が必要であり、学んだことを知識や技能として身に付けていくためには、学習の広がりや継続を支える環境づくりも欠かすことができません。

また、子どもの学ぶ意欲や学力の低下などといった教育課題に対し、学びの連続性を重視した一貫性のある教育環境を整備して適切な教育や指導の充実を図ることにより、学力の形成を効果的に推進する必要があります。

新たな学習指導要領においても、現行の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成していくことが求められています。

これらを踏まえて、「自ら学び、身に付けた知識や技能を活用できるみささっ子」を育むため、「確かな学力の育成」を基本目標とし、関係する以下の取り組みを推進します。

【成果指標】※現状値は、平成30年度全国学力・学習状況調査結果による。

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)
◆ 全国学力・学習状況調査結果において、 (小6…国語A、国語B、算数A、算数B) (中3…国語A、国語B、数学A、数学B) 全国平均値を100としたときの全科目平均値	小学生 110 中学生 105	小学生 116 中学生 112
◆ 「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む）」という質問に対して、1時間以上と回答した児童生徒の割合	小学生 82.1% (全国 66.2%) 中学生 81.9% (全国 70.6%)	小学生 85% 中学生 90%
◆ 「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 73.2% (全国 85.1%) 中学生 83.6% (全国 72.4%)	小学生 80% 中学生 90%

### 【基本的方向】

- 基礎的・基本的な知識や技能が確実に身に付くよう、一人ひとりの能力に応じたきめ細かい学習指導を行い、主体的に学ぶ意欲・態度を育て学力向上を図ります。

- 教科内容の理解を促進し、必要な知識・技能の習得につながる教育を推進します。
- 家庭や医療・福祉関係者と連携し、特別な支援が必要な子ども一人ひとりの状況に応じた教育的支援を計画的に進めます。
- 各教科・各学年相互の関連を図り、一人ひとりの発達や理解に応じた系統的・発展的な教育を行うため、小中学校間の情報交換および連携をさらに推進します。

**【具体的施策】**

分 類	具体的施策・事業など ※ 「★」は既に事業化しており、今後も継続実施予定の事業
I. 学ぶ意欲の醸成 と学力向上	<p>① 一人ひとりに応じたきめ細かな授業の推進</p> <p>少人数活動教室等を活用した学習活動や教育ICT機器を活用した教育の推進、小中学校への外国語指導助手の配置、学校サポート隊との連携強化などにより、児童生徒一人ひとりを大事にするきめ細かな授業体制を推進します。</p> <p>&lt;具体的事業など&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数教育の推進</li> <li>・教育ICTの活用促進</li> <li>・外国語指導助手活動費★</li> <li>・学校支援推進事業（学校サポート隊との連携強化）</li> <li>・学力向上事業（中学校問題データベース）★</li> </ul>
	<p>② 自主的な学習活動の推進</p> <p>学校・家庭・地域・行政の連携により家庭学習習慣の定着促進を図るとともに、土曜学習事業などにより自主的な学習活動を推進し、児童生徒の学力向上を図ります。</p> <p>&lt;具体的事業など&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭学習習慣の定着促進</li> <li>・学力アップ土曜学習事業★</li> </ul>
II. 教育課題に対応 する教育の推進	<p>① 教育研究の推進</p> <p>保・小・中・行政の各職員で構成する三朝町教育研究会における本町教育の研究活動を充実させることにより、「カリキュラム・マネジメント」に努めながら本町教育の発展を図ります。</p> <p>&lt;具体的事業など&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三朝町教育研究会の充実</li> </ul>

分 類	<p style="text-align: center;">具体的施策・事業など</p> <p style="text-align: center;">※ 「★」は既に事業化しており、今後も継続実施予定の事業</p>
<p>Ⅱ. 教育課題に対応 する教育の推進</p>	<p>② 教科教育の充実</p> <p>国語や理数といった基本的な教科および、道徳や外国語といった新たな教科についての教育内容を充実させることにより、社会人になるうえで必要な知識・技能の習得を図ります。</p> <p>&lt;具体的事業など&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 言語能力の確実な育成</li> <li>・ 理数教育の充実</li> <li>・ 伝統や文化に関する教育の充実</li> <li>・ 道徳教育の充実</li> <li>・ 体験活動の充実</li> <li>・ 外国語教育の充実</li> </ul>
	<p>③ キャリア教育の推進</p> <p>総合的な学習の時間における職場体験活動や、人生の先輩から学ぶ取り組み、子ども自身のライフプランについて考える取り組みなどをおして、児童生徒自らのキャリア形成における方向性の見だしと今後の学びにつなげます。</p> <p>&lt;具体的事業など&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中学校総合的学習事業★</li> <li>・ 未来を拓けみささっ子創造事業★</li> <li>・ 思春期ライフプラン教育事業★</li> </ul>
	<p>④ 情報教育の充実</p> <p>各教科における教育 I C T機器を活用した学習の充実を図るとともに、プログラミング的思考を育成することにより、学校教育における質の高い学びを実現します。</p> <p>また、情報社会を生き抜くために欠かせない、身に付けておくべき考え方や態度についても併せて育成します。</p> <p>&lt;具体的事業など&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育 I C T機器を活用した学習活動の充実</li> <li>・ プログラミング的思考の育成</li> <li>・ I C T支援員の配置</li> <li>・ 情報モラル教育の実践</li> </ul>

分 類	<p style="text-align: center;">具体的施策・事業など</p> <p style="text-align: center;">※ 「★」は既に事業化しており、今後も継続実施予定の事業</p>
<p>Ⅲ. 特別な教育的支援の充実</p>	<p>① 特別支援教育の推進</p> <p>特別支援教育支援員の十分な配置を行うとともに、通級指導教室の継続的な充実化、外部専門機関等との連携推進により、特別な支援が必要な児童生徒の発達を支援します。</p> <p>&lt;具体的事業など&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育事業（特別支援教育支援員の配置）★</li> <li>・ 通級指導教室の充実</li> <li>・ 外部専門機関等との連携推進</li> </ul>
	<p>② 不登校児童生徒への支援の充実</p> <p>不登校対策支援員を必要に応じて配置し、心の状況調査を定期的に行うことなどにより、不登校児童生徒に対する十分な支援を行います。</p> <p>&lt;具体的事業など&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不登校対策支援員配置事業★</li> <li>・ いじめ不登校対策事業★</li> <li>・ いじめ問題調査委員会開催事業★</li> </ul>
<p>Ⅳ. 学びの連続性を重視した教育の推進</p>	<p>① 保・小・中連携の推進</p> <p>保・小・中・行政の各職員で構成する三朝町教育研究会における研究活動の充実化により、保・小・中の連携を強固に深め、まなびの連続性につなげます。</p> <p>&lt;具体的事業など&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三朝町教育研究会の充実（再掲）</li> </ul>
	<p>② 小中連携教育の推進</p> <p>義務教育9年間を見通した指導方法など、小中連携のあり方および高等学校教育等のその後の学びへのつなげ方について調査研究を進め、本町に適した義務教育のあり方を検討します。</p> <p>&lt;具体的事業など&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 義務教育9年間を見通した小中連携教育についての調査研究</li> </ul>

## 基本目標(2) 豊かな心の醸成

子どもたちの豊かな心を育むためには、学校、家庭、地域それぞれが役割をしっかりと担うとともに、緊密に、かつ継続的に連携していくことが重要です。

また、豊富な読書をはじめ、道徳、図工・美術、音楽、保健体育などの学習を通じて、感情や情緒を育み、創造的で個性的な心の働きを豊かにし、道徳的な意識や価値観を養うことも求められます。

さらには、学校の放課後における部活動やスポーツ少年団活動も、子どもたちが心豊かで健やかに成長するための重要な役割を果たしています。

新たな学習指導要領の観点においても、人工知能（AI）がいかに進化しようとも、それは与えられた目的の中での処理であり、一方で人間は感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのかという目的を自ら考えだすことができることから、予測困難な時代に一人ひとりが未来の創り手となることが求められています。

これらを踏まえて、「自分と他人の良さを認め、互いに尊重し合えるみさきっ子」を育むため、「豊かな心の醸成」を基本目標とし、関係する以下の取り組みを推進します。

【成果指標】 ※現状値は、平成30年度全国学力・学習状況調査結果による。

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)
◆ 「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 87.5% (全国 84.0%) 中学生 80.0% (全国 78.8%)	小学生 90% 中学生 85%
◆ 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 94.7% (全国 96.8%) 中学生 100% (全国 95.5%)	小学生 100% 中学生 100%
◆ 「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書しますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」という質問に対して、10分以上と回答した児童生徒の割合	小学生 64.2% (全国 66.2%) 中学生 49.0% (全国 53.5%)	小学生 75% 中学生 60%

### 【基本的方向】

- 自分の良さを知るとともに、他人の痛みや悲しみを理解できる優しさ、協調性などを育みます。
- 児童生徒の悩みに対する相談体制を充実します。
- 文化・芸術に触れ、さまざまな活動を主体的に経験する機会の充実を図り、情操教育を推進します。
- 読書のおもしろさ、大切さを児童生徒に伝えられる環境づくりを推進します。

### 【具体的施策】

分類	具体的施策・事業など ※ 「★」は既に事業化しており、今後も継続実施予定の事業
Ⅰ. 豊かな心の育成	① 道徳的実践力の向上 ② 教育相談機能の向上
Ⅱ. 情操教育の推進	① 文化・芸術体験の充実 ② 部活動・ <b>スポーツ少年団</b> 活動の推進 ③ 読書に触れる機会の充実 ④ ボランティア活動の推進

※具体的施策の説明および具体的事業については今後、基本目標(1)と同様な記述を行う方向性としています。

### 基本目標(3) 健やかな体の育成

健やかな体づくりには、体育の学習や部活動をはじめとする学校教育活動を通じた体力向上とともに、子どもたちが自分に合った運動に親しみ、体を動かすことが好きになる取り組みが欠かせません。体を動かす楽しさを知ることにより、柔軟性が増し、けがをしにくい強い体づくりにつながるとともに、スポーツにおけるルールやマナーも習得することができ、規範意識の向上にもつながります。これは、新たな学習指導要領においても、フェアプレイを大切にするなどスポーツの意義を理解することとして取り上げられています。

また、体の発達に伴い、保健的知識を身に付けるとともに、互いの生命や体を大切にす

る心の育成も重要となります。さらには、健康的な生活習慣づくりも大切であり、県産食材使用率で長年県内1位の実績を誇る学校給食を中心とした食育の推進により、家庭での規則正しい食生活や健康管理への意識付けにつながるといえます。

これらを踏まえて、「いのちを大切にし、健康でたくましいみさきっ子」を育むため、「健やかな体の育成」を基本目標とし、関係する以下の取り組みを推進します。

【成果指標】※現状値は、平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果および、平成30年度全国学力・学習状況調査結果による。

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)
◆ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果における児童生徒の総合評価（A～Eの5段階）において3段階以上（A～C）である児童生徒の割合 ※現状値は2017年度、目標値は2027年度の数値	小学生 88.1% (全国 74.1%) 中学生 86.2% (全国 79.9%)	小学生 95% 中学生 95%
◆ 「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることは好きですか」という質問に対して、「好き」と回答した児童生徒の割合 ※現状値は2017年度、目標値は2027年度の数値	小学生 ●% (全国 64.8%) 中学生 ●% (全国 55.3%)	小学生 ▲% 中学生 ▲%
◆ 「朝食を毎日食べていますか」「毎日、同じくらいの時刻に起きていますか」「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合の平均値	小学生 94.6% (全国 86.8%) 中学生 91.5% (全国 85.5%)	小学生 100% 中学生 95%

### 【基本的方向】

- 子どもの発達段階を考慮しながら、体育の時間をはじめとするさまざまな機会を利用して体力および柔軟性の向上と運動に親しむ態度の育成を図ります。
- 食育や健康教育について、家庭や地域と連携し、日常生活の中で継続的に行います。

### 【具体的施策】

分 類	具体的施策・事業など ※ 「★」は既に事業化しており、今後も継続実施予定の事業
I. 体力向上の推進	① 体力づくり活動の充実 ② 部活動・★スポーツ少年団活動の充実
II. 健康教育の推進	① 食育の推進 ② 保健教育の充実

※具体的施策の説明および具体的事業については今後、基本目標(1)と同様な記述を行う方向性としています。

## 基本目標(4) 豊かな関わりの醸成

核家族化や少子化に伴い、高齢者をはじめとする世代を超えた交流や、交流を通じたコミュニケーション能力を養う機会は貴重なものとなってきています。

また、さまざまな人との関わりやボランティア活動など、多様な社会体験を通じた社会へ参画する意識や、コミュニケーション能力を育むといった豊かな関わりの中で、将来志向をしっかりと持った子どもを育成することが重要となってきています。

さらには、これからの国際社会を舞台に活躍する国際性豊かな“みささ人”<sup>びと</sup>として成長していくために、多様な文化を受容し、尊重し合える心を育み、世界の平和と繁栄に貢献していく態度を育てていくことも重要です。

新たな学習指導要領においても、社会に開かれた教育課程が重視され、「これからの社会を創り出していく子どもたちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを教育課程において明確化し育んでいくこと」とされています。

これらを踏まえて、「表現する力を身に付け、人や社会へ積極的に関わるみささっ子」を育むため、「豊かな関わりの醸成」を基本目標とし、関係する以下の取り組みを推進します。

### 【成果指標】

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)
◆ 「児童生徒の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 75.0% (全国 77.7%) 中学生 81.8% (全国 76.3%)	小学生 80% 中学生 85%
◆ 「地域社会などでボランティア活動に参加したことがありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 66.1% (全国 62.6%) 中学生 89.1% (全国 73.6%)	小学生 75% 中学生 95%
◆ 「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 98.2% (全国 95.2%) 中学生 94.5% (全国 94.9%)	小学生 100% 中学生 100%

### 【基本的方向】

- 体験活動やボランティア活動を通じて、基本的な生活習慣や責任を持って役割を果たす力、社会生活上のきまりを守る態度といった社会性を身に付けます。
- 環境保全の大切さを理解し、ふるさとの環境を守る意識を醸成します。
- さまざまな**関わり**を通じて多様な人間関係を築き、コミュニケーション能力や社会性を育む教育を推進します。
- 国際社会の一員として必要な、異文化を理解し受容する態度や能力を高める教育を充実させ、平和の尊さへの理解を深めるための平和教育を推進します。

### 【具体的施策】

分類	具体的施策・事業など ※ 「★」は既に事業化しており、今後も継続実施予定の事業
Ⅰ. 社会参画意識の醸成	① ボランティア活動の推進【再掲】 ② 環境教育の推進
Ⅱ. 多様な交流活動の充実とコミュニケーション能力の向上	① <b>特色ある総合的学習の充実</b> ② <b>保・小・中連携の推進【再掲】</b> ③ 異文化交流の推進
Ⅲ. 視野の広い人材育成の推進	① <b>キャリア教育の推進【再掲】</b> ② 国際理解教育の充実 ③ 平和学習の充実

※具体的施策の説明および具体的事業については今後、基本目標(1)と同様な記述を行う方向性としています。

## 基本目標(5) ふるさと愛の醸成

本町は、昭和28年11月1日に5か村（小鹿・三徳・三朝・旭・竹田）が合併して誕生した町で、町土の約9割を山林原野が占め、狭あいな谷間に沿って集落が点在しています。代表的な産業は観光業と農林業で、町内にはラジウム含有量世界屈指の三朝温泉をはじめ、三徳山、小鹿溪などの観光資源を有しています。

こうした町の歴史や産業、文化などを、本町で生まれ育ち、本町の次代を担っていく子どもたちに正しく伝えていくことは大切であり、ふるさとに誇りをもち、ふるさとを愛する心を培うこととなります。それは、近年大きな地震に見舞われた本町を守ろうとする心の醸成にもなり、さらにはそれが、本町で伸び伸びと生活する“みささっ子”を、本町に誇りと愛着を持つ“みささ<sup>びと</sup>人”へと育てていくことにつながるといえます。

新たな教育指導要領においても、「伝統や文化に関する教育の充実」は主な内容として取り上げられているところです。

これらを踏まえて、「ふるさとを愛し、誇りをもつみささっ子」を育むため、「ふるさと愛の醸成」を基本目標とし、関係する以下の取り組みを推進します。

### 【成果指標】

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)
◆ 「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 71.5% (全国 63.8%) 中学生 67.3% (全国 59.3%)	小学生 80% 中学生 80%
◆ 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 41.0% (全国 49.9%) 中学生 49.1% (全国 38.7%)	小学生 60% 中学生 70%
◆ 「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 94.6% (全国 62.7%) 中学生 69.1% (全国 45.6%)	小学生 100% 中学生 80%

### 【基本的方向】

- 地域の魅力ある資源を活用し、本町の歴史や産業、文化への理解を深めます。
- ふるさと三朝町に誇りと愛着を持ち、その発展に貢献しようとする子どもを育てる教育を推進します。

### 【具体的施策】

分 類	具体的施策・事業など ※ 「★」は既に事業化しており、今後も継続実施予定の事業
Ⅰ. ふるさとを愛する教育の推進	① 特色ある総合的学習の充実【再掲】 ② 郷土歴史学習・文化体験の充実 ③ 地域防災教育の充実
Ⅱ. ふるさとに触れる機会の充実	① 食育の推進【再掲】 ② ボランティア活動の推進【再掲】 ③ 青少年育成支援体制の推進 ④ 学校図書館の充実

※具体的施策の説明および具体的事業については今後、基本目標(1)と同様な記述を行う方向性としています。

## 基本目標(6) 教育コミュニティづくりの推進

安全で安心な学校づくりのため、各学校では計画的・継続的に安全教育や防災教育を行うとともに、保護者や地域の協力を得ながら通学の見守り活動など、子どもたちの安全確保に取り組んでいます。そして今後も、より一層学校の危機管理体制を充実するとともに、保護者や地域・関係諸機関と連携しながら、一体となって子どもを見守る取り組みを進める必要があるといえます。

このほかにも、さまざまな場面において、子どもたちを地域ぐるみで支える協力体制は有効であり、こうした教育コミュニティづくりを推進していくことは、今後の本町の教育を進めていくうえで欠かせないものです。

新たな学習指導要領において重視されている社会に開かれた教育課程の中でも、「教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること」とされています。

これらを踏まえて、前述の目指す子ども像を実現するため、「教育コミュニティづくりの推進」を基本目標とし、関係する以下の取り組みを推進します。

### 【成果指標】

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)
◆ 教育コミュニティづくりの推進に関する協議会の設立および開催回数	各校に学校支援委員会を設置し年4回会議開催	各校年4回
◆ 「学校サポート隊」登録者数	各校計 50人	各校計 100人

### 【基本的方向】

- 子どもたちの生活・成長に関わる場面で子どもたちを見守り、支えていくため、学校・家庭・地域・行政が、それぞれの立場から連携し、地域が一体となって学校を支援する仕組みづくりを進めます。
- 地域に支えられる学校が、地域に貢献できる学校となるための取り組みを推進します。
- 安心で安全な学校を維持していくための取り組みを充実します。

【具体的施策】

分 類	具体的施策・事業など ※ 「★」は既に事業化しており、今後も継続実施予定の事業
I. 地域一円の学校 支援	① 地域一円で組織する学校支援体制の確立 ② 「学校サポート隊」の充実 ③ 青少年育成支援体制の推進【再掲】
II. 開かれた学校づ くりの推進	① 学校体育施設の開放 ② ボランティア活動の推進【再掲】 ③ コミュニティスクールの導入検討
III. 安心して安全な学 校づくりの推進	① 学校防犯対策の充実 ② 交通安全対策の充実

※具体的施策の説明および具体的事業については今後、基本目標(1)と同様な記述を行う方向性としています。

## 基本目標(7) 教育環境の充実

子どもたちに十分な教育を行うため、各学校では教職員を中心とした教育活動が推進されているところですが、本町においてさらなる教育活動の発展を図るためには、教育環境を充実させていくことが必須となります。これは、新たな学習指導要領で求められている、主体的・対話的で深い学びの実現を支えるものともいえます。

教育環境とは、施設関係のハード面と、学校運営や教職員の質および誰でも安心して通学できる権利といったソフト面の両面があり、小学校の統合を迎える本町においては老朽化した学校施設の新改築を行うことが喫緊の課題となっています。とりわけ、空調設備の全教室設置による学習環境・職場環境の改善は急務であり、ICT機器の導入をはじめとする内面的な整備についても、現場に沿った的確な環境整備を行うことで本町ならではの教育活動の発展につながるといえます。

また、学校の質という部分においては、学校運営や教職員の信頼性を保つためにも、教員が児童生徒と向き合う十分な時間と心の余裕を確保する支援体制づくりが必要です。

さらには、誰でも安心して通学できる権利や子どもたちの居場所づくりを支援するため、通学にかかる家庭への特別な支援や学童クラブの整備などにも継続して取り組んでいく必要があります。

これらを踏まえて、前述の目指す子ども像を実現するため、「教育環境の充実」を基本目標とし、関係する以下の取り組みを推進します。

### 【成果指標】

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)
◆ 小中学校普通教室および特別教室におけるエアコンの整備率	小学校 22.2% 中学校 20.8%	小学校 100% 中学校 100%
◆ 小中学校に整備されたタブレット端末を含む教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数 ※特別支援学級用を除く	小学校 7.9人 中学校 4.3人	小学校：3人 中学校：3人
◆ 教職員1人当たりの年次有給休暇年間取得日数 ※現状値は2017年度、目標値は2027年度の数値	平均 10日	平均 15日
◆ 町費負担教職員配置数	小学校 8人 中学校 6人	小学校 7人 中学校 7人
◆ 学童クラブ施設における1室内の最大児童数	85人	40人

### 【基本的方向】

- 充実した教育活動を展開するため、**学習環境・職場環境の改善へ早急に対応**するとともに、校舎の老朽化への対応を計画的に進めます。
- 学校運営や教職員における質と信頼性の向上を図るため、適切な評価と積極的な情報公開、研修などを行います。
- 教員が**児童生徒**と向き合う時間と**心の余裕**を十分確保できる支援体制を充実させます。
- **誰でも安心して通学できる権利の支援と、放課後における子どもたちの快適な居場所づくりに継続して取り組み**ます。

### 【具体的施策】

分類	具体的施策・事業など ※ 「★」は既に事業化しており、今後も継続実施予定の事業
Ⅰ. 学校施設の整備 充実	① 教育拠点および内部設備の検討と適切な整備 ② ICT環境の整備推進
Ⅱ. 学校における質 の向上	① 特色ある学校づくりの推進 ② 学校組織運営体制の充実 ③ 学校の信頼性向上支援 ④ 教職員の質の向上推進 ⑤ 教員が子どもと向き合える体制づくり
Ⅲ. 児童生徒の通学 支援	① 通学にかかる負担の軽減 ② 安心して通学するための特別な支援の継続 ③ 学童クラブ施設の検討と適切な整備

※具体的施策の説明および具体的事業については今後、基本目標(1)と同様な記述を行う方向性としています。